

刑企甲達第28号  
刑捜一甲達第8号  
平成23年11月4日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の実施について

平成22年4月27日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）が施行され、重要凶悪事件の公訴時効が廃止又は延長された。

これに伴い、公訴時効が廃止された罪に係る事件については、捜査期間が長期化することにより、検察官への検挙等の連絡までに相当の期間が経過するおそれがあることから、将来の立証に備え、検察官に対し、定期的に捜査経過に関する連絡を行うなど連絡を密にする必要がある。

また、公訴時効が廃止された罪に係る事件であっても、今般の法改正の趣旨を踏まえた上で、検察官への適時の送致を検討する必要がある。

そこで、各所属にあっては、下記により、公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致を実施されたい。

#### 記

#### 1 長期未解決事件に関する検察官への連絡方法等

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち、長期未解決のものに関する検察官への定期連絡については、下記のとおり実施すること。

##### (1) 定期連絡の対象事件

定期連絡の対象となる長期未解決事件（以下「対象事件」という。）は、事件の態様その他の事情に照らし、個別に判断することとなるが、公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について（平成22年刑捜一甲達第24号）1（3）を踏まえ、事件認知後5年が経過したものについては、一律に対象とすること。

##### (2) 捜査の経過等に関する定期連絡

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち、長期未解決のものに関する検察官との定期連絡の窓口については、捜査第一課刑事事件捜査指導官（以下「捜査指導官」という。）とし、人事異動その他の事由により変更が生じた場合は、その都度、捜査主任官の氏名、連絡先等を福井地方検察庁統括捜査官あてに通知すること。

また、対象事件の捜査主任官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、捜査指導官を通じて、少なくとも1年に1回、適宜の時期に、福井地方検察庁に対し、捜査の経過その他参考となるべき事項を連絡すること。

##### (3) 証拠品の処分に関する連絡

(2)の連絡の他、対象事件の捜査主任官は、捜査指導官を通じて、適宜の時期に、福井地方検察庁の連絡窓口となる検察官に対し、証拠品の処分に関する事項を連絡すること。

また、連絡の時期については、公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について1(3)において定めるとおり、公訴時効が廃止された罪に係る捜査本部設置事件に関し、一定の時期に専従捜査員を一定期間配置して捜査を徹底することとしていることから、その際に個々の証拠品の価値の再吟味等も実施して当該連絡を行うこと。

なお、その際、将来の立証に支障が生じないように留意すること。

## 2 未検挙事件の送致

### (1) 未検挙事件の送致の検討

公訴時効が廃止された罪に係る事件については、被疑者を検挙するまで、一切、事件を検察官へ送致することができないものではない。

個別具体的な事情に照らし、次に掲げる要件のいずれかに該当し、警察として捜査を尽くしたと認められる事件については、検察官への送致を検討すること。この場合にあつては、公訴時効廃止に係る法改正の趣旨を十分に踏まえるとともに、検察官との緊密な連携を図ること。

ア 犯罪行為が終わった時から長期間が経過して、被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったこと。この場合において、「被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った」とは、被疑者が100歳に達したと認められるときとする。例えば、指紋等から被疑者が特定されており、その年齢が犯行時50歳であった場合は、犯行時から50年が経過したときとなる。

なお、被疑者の年齢が不明である場合は、被疑者は犯行時20歳であったものとし、犯行時から80年が経過したときに被疑者が100歳に達し死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったものとする。

イ 犯罪の時から30年を超え、更に相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観的証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断されること。

### (2) 事件送致における遺族への適切な説明

公訴時効の見直しの背景として、近時、被害者遺族を中心に、殺人等の人を死亡させた犯罪については、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がなされたことを踏まえ、事件送致する場合には、このような被害者遺族の心情に配慮し、適切な説明を行うこと。

### (3) 事件送致後の捜査

(1)により、事件を送致した場合であっても、引き続き当該事件に関する新たな証拠の収集及び参考となるべき事項の発見に努めること。

また、事件送致後、被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合などは、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。